

中小企業診断士の視点

第73回
中小企業診断・支援の歴史と今後の支援のあり方



中小企業診断士 横山 英樹
(一社)埼玉県中小企業診断協会

30年にも及ぶ我が国経済の低迷に加え、少子・高齢化、地球環境問題深刻化、世界秩序崩壊等、中小企業を取り巻く環境はかつてなく厳しくなっています。こうした環境下にある中小企業への支援向上のため、戦後の支援歴史を振り返り、次代における中小企業そして支援のあり方を考察します。

戦後の我が国経済の復興は、石炭・鉄鋼など「傾斜生産方式」といわれる重化学工業化を主体に進められ、多くの資源がこの分野に投入されました。

一方、中小企業庁が1948年に設立され、基本的な中小企業政策として金融、組織化、企業診断・指導が確立しました。

中小企業は自由経済の担い手としての役割を期待されながら、所要の経営資源確保も困難で、1957年の経済白書が大企業との格差問題を「二重構造論」として取り上げるなど、その存在は大きな社会的問題として認識されるに至りました。

中小企業基本法（1963年）とともに中小企業指導法（1963年）が制定され、企業診断・指導が法的にも位置付けられました。前後して、下請代金支払遅延等防止法（1956年）、中小企業近代化促進法（1963年）等の法整備も行われました。

2000年に、中小企業指導法は中小企業支援法へと名称が変更され、中小企業の支援は官（行政）から民に移行されることになりました。その理由としては、人的陣容面から行政としての指導・支援に限界があること、これまでの主流である集団指導が、個々の中小企業支援策としてなじみにくいこと、財政難の顕在化、外国系を中心とした民間の支援体制（コンサルタント増加）充実により、民間への支援業務移管が可能と判断されたことなどが考えられます。中小企業が戦後の困難な時期を克服し、自立した企業力を有するに至ったという見方がなされたことも想定されます。

この法改正により、中小企業診断士の役割も、これまでの行政施策実施の第一線担当という立場から、民間の支援機関として機能することを要請され、国家資格としての位置付けが明確になりました。一方、行政の支援策は各種補助金による経営支援が主流となりました。

その後、20年余が経過しましたが、支援法制定の趣旨が十分全うされているとは言い難い状況が続いている。

その原因は多岐にわたりますが、こと中小企業診断士に関しては、いまだに指導法時代の行政の支援施策の第一線機能遂行が最優先課題となっており、行政とは異なる視点で中小企業支援を担う存在たるべしという意識が、確立していないことがあると考えます。

単なる社会的弱者ではない、大企業の及ばぬ力を發揮し、真に社会・経済活性化の担い手として機能することを期待される中小企業を支える存在として、中小企業診断士は、行政の良きパートナーでありながら、主体性のある、独自の視点を持った存在となることが強く求められていると考えます。

【問い合わせ先】

(一社) 埼玉県中小企業診断協会
ホームページ：<https://sai-smeca.com/>
電話：048-762-3350
Eメール：rmcsai@nifty.com